

2023 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:刑法)

2022 年 9 月 10 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

以下の4つの設問から、2問を選択して解答しなさい。

設問 1

因果関係論における、危険の現実化論について説明しなさい。

設問 2

原因において自由な行為の理論について説明しなさい。

設問 3

胎児性致死傷の問題について、関連する判例にも触れながら説明しなさい。

設問 4

窃盗罪の保護法益についての学説の対立を説明しなさい。

得点

2023 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:民法)

2022 年 9 月 10 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

【問 1】 次の〔事実〕を読んで、下記の〔設問①〕〔設問②〕に答えなさい。

〔事実〕

1. 京都市内に居住する個人事業主である A は、自宅で仕事をしているところ、手狭となってきたため、自宅近くにある自己所有地上に、平屋建物（以下、甲とする）を新築し、事務所として使用することとした。甲の建築については、B 工務店に依頼した。その際、A は、現在 A が居住する自宅と同じ屋根材（以下、 α とする）の使用を耐震性・耐暑性の点から希望することをとくに B に伝え、B は、これを承諾した。
2. A と B は、工事完成を 4 ヶ月後とする甲の新築工事の契約を締結した。その後、A は、B に対し、請負代金の全額を 2 回に分けて支払った。
3. 建物の引渡時に、A がドローンにて上空から甲を撮影したところ、屋根材の風合いが自宅のものとはやや異なるとして違和感を B に伝えたところ、B が実際に発注したものは、見積りに計上されていた製品 α とは型番がやや異なる製品（以下、 β とする）であり、これは α と比べると、耐震性は同じであるが、耐暑性がやや劣る製品であったことがわかった（ $\alpha - \beta$ の差額は 20 万円）。
4. 但し、甲の建築にあたって、A は使用後のランニングコスト（光熱費等）を重視していたため、屋根材の下に十分な断熱材を入れていたことから、居住性に大きな違いはない。
5. しかし、耐暑性は、A がこだわっていた部分でもあったこと、また今後のメンテナンスやランニングコスト等も考慮し、A は、B に対して遅くとも 3 ヶ月以内に屋根材を貼り替え、この工事を完成させるよう請求した。

〔設問①〕

〔事実〕 5 に記載した A の請求が認められるかどうか、B から予想される反論を踏まえた上で、検討しなさい。

〔設問②〕

A の請求後、3 ヶ月経過しても、B は工事に着手しなかったため、A は、甲を C に売却し、その代金の全額を受領した。売買に際して、屋根材の件は、甲の断熱性能との関係で売却価格に影響することはなかった。しかし、A は、屋根材が α であったならば、もう少し高い価格で売れた可能性もあると考えているし、そもそも売却することはなかった。そこで、A は、甲を C に売却した後、B に対して、建築工事の不備を理由とする損害の賠償を求めている。この A の請求について認められるかどうか、B から予想される反論を踏まえた上で、検討しなさい。

【問 2】 以下の用語の中から 1 つ選んで論じなさい。

- (1) 事情変更の原則
- (2) 危険責任
- (3) 父子関係における外観説と血縁説

得点

2023 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名: 刑事訴訟法)

2022 年 9 月 10 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

問 下記の文章を読んで、設問 1～設問 3 のうち、2 つについて答えなさい。

2016 年刑訴法改正により、刑訴法 301 条の 2 が新設された。この規定は、一定の場合に被疑者取調べの録音・録画を警察・検察に義務付けるものである。この録音・録画制度は、これまで「被疑者取調べで何が行われたのか」について水掛け論が行われてきた状況（被疑者と取調官がそれぞれの言い分を述べるにとどまる状況）を回避し、被疑者取調べの結果作成された自白調書の任意性（刑訴法 319 条 1 項）を立証するために録音・録画記録媒体という客観的資料を確保することを、1 つの目的としている。もう 1 つの目的として、違法・不当な取調べをその録音・録画により防止するということが挙げられる。

設問 1

この被疑者取調べ録音・録画制度の問題点や不十分な点を具体的に示しつつ、日本の被疑者取調べをさらに適正化するためにはどのような方策が妥当かについて論じなさい。

設問 2

被疑者取調べの録音・録画の記録媒体は、取調べが適正・適法に行われたのか、そして当該取調べで得られた自白調書を証拠とできるかについて立証するために用いられることは明らかである。他方で、録音・録画の記録媒体を、自白調書と同様に、有罪・無罪の判断のための立証として使用（実質証拠としての使用）が可能かどうかについては、明文の規定は設けられていない。そのため、この問題については議論がある。

下記の文章は、被疑者取調べの録音・録画の記録媒体を実質証拠として利用することを可能と主張する。その具体的な理由を的確かつ簡潔にまとめ、当該見解をあえて批判し、実質証拠としての使用を否定すべき論拠について論じなさい。

直接主義、口頭主義の原則の下に、公判廷で被告人が供述をし、その供述に問題がなければそれで良く、調書などを出してやる必要はないわけで、それがベストであるということはもちろんです。ところが、被告人がそのように供述をしない、あるいはそれに問題があるということも少なからずあり、そういう場合に調書が出てくるわけです。そして、そのようなときに、その調書に録取されている供述が任意性のあるものかどうか、あるいはその信用性をチェックする必要があるのも、今までのおっしゃるような水掛け論的なことに代わって録音・録画という方法を用いようということなのですが、では、その録音・録画により任意性が立証できた場合にどうなるのかということ、そこからは調書を使うということを弁護士会の提案では言っておられるわけです。しかし、調書が使われるということは、公判外で供述した、……必ずしも正確でない記録が実質証拠として使われるということなのです。それと比べて正確だということに皆さんが認められる録音・録画には、語られていることだけではなく、供述するときの表情や態度、声のトーン等々も記録されていて分かるわけで、公判廷で供述するのを見聞きしているのにかかなり近くなる。それなのに、それを実質証拠にしていけないという理由ないし論拠はどこにあるのかということも申しているのです。大本の供述調書あるいは公判外の供述は全く使わないということも前提にするのならば、その供述の録音・録画についても実質証拠として使う余地はないというのが筋でしょうけれども、調書は実質証拠として使えることを認めながら、それよりは正確だと言っておられる録音・録画は使えないというのは理屈にならないでしょう。

法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会第 10 回会議における井上正仁委員の発言

設問 3

上記の 2016 年刑訴法改正では、被疑者取調べの録音・録画のほか、いわゆる協議・合意制度が導入された。同制度の概要や特徴を簡潔に述べ、同制度についての問題点とその改善策について論じなさい。

得点

2023 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:税法)

2022 年 9 月 10 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の問題 1・問題 2 とも解答せよ。

【問題 1】

いわゆる節税、脱税、租税回避、のそれぞれについて

- (1) 簡潔に説明し、具体例を一例ずつ挙げなさい。
- (2) 相互の相違について説明しなさい。
- (3) 脱税、租税回避、の適法性、違法性について検討しなさい。

【問題 2】

京都市内の会社に勤務する X は、令和 3 年 4 月に自家用車を 200 万円で購入し、通勤、レジャーに使用していた。(勤務先からは鉄道通勤手当の支給を受けていた。)

令和 4 年 5 月、X は交通事故を起こし、この自家用車が使用不可能となったため、自家用車を廃車することにし、スクラップ業者に 1 万円で売却した。この事故直前の自家用車の時価は 100 万円と評価されていた。X は、自家用車の売却損失の 99 万円を自らの給与所得と損益通算し、確定申告をする予定である。

上記の事実関係に基づき、X のあるべき課税関係について理由を明示し、関連する判例に言及した上検討しなさい。

得点

2023 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:英語)

2022 年 9 月 10 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の英文を日本語に訳しなさい。

【引用部分は削除しています】

(出典 : The Japan Times (Jun 24, 2022), <https://www.japantimes.co.jp/opinion/2022/06/24/editorials/japan-same-sex-marriage/>)